



しごと まえ 2 仕事を始める前に しなければいけないこと

ひと 2-2 はたらく人のための ルール

ひと ろうどうきじゆんほう ほうりつ
はたらく人のための ルールが あります。「労働基準法」という 法律で きまっています。

しごと じかん きゆうけい やす じかん (1) 仕事の 時間と 休憩<休み時間>

しごと じかん にち じかん しゅうかん じかん きゆうけい やす じかん
仕事の 時間は 1日に 8時間まで、1週間に 40時間までと きまっています。休憩<休み時間>は
しごと じかん しごと じゆんび しごと じかん
仕事の 時間ではありません。仕事の 準備や かたづけは 仕事の 時間になります。
しごと じかん じかん おお じかんいじょう やす
仕事の 時間が8時間より多いとき 1時間以上 休まなければいけません。

やす ひ ゆうきゅうきゅうか きゅうりょう やす ひ (2) 休みの日と 有給休暇<給料をもらって 休むことが できる日>

やす ひ しゅうかん かいじょう しゅうかん よっか いじょう
休みの日は 1週間に1回以上か 4週間に 4日以上と きまっています。
ねんじ ゆうきゅうきゅうか ねんきゅう やす ひ きゅうりょう やす ひ かいしゃ
年次有給休暇(年休)<休みたい日に 給料をもらって 休むことが できる日>が あります。会社
げつかん ひと とお かいじょう ねんきゅう なが きかん
で 6か月間 はたらいっている人は 10日以上 の 年休を もらうことが できます。長い 期間、はたらい
ひと ねんきゅう ひ
ている人は 年休の 日を たくさん もらうことが できます。
ひと ねんきゅう
パートタイマーの人も 年休を もらうことが できます。

きゅうりょう (3) 給料と ボーナス

かいしゃ きゅうりょう かね
会社は 給料や ボーナスを お金で はらわなければいけません。
きゅうりょう さいていちんぎんがく すく きゅうりょう
給料の「最低賃金額<これより 少ない 給料は ダメです>」が きまっています。
さいていちんぎんがく しごと ばしょ しごと ないよう きゅうりょう さいていがく すく
「最低賃金額」は 仕事の 場所や 仕事の 内容で ちがいます。給料が「最低額」より 少ないとき
かいしゃ きゅうりょう
会社は たりない 給料を はらわなければいけません。
ひと さいていちんぎんがく
パートタイマーや アルバイトの人の「最低賃金額」も きまっています。